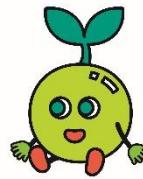


お客様各位



「口座を開設する際の事前のご案内」

【店頭でお申込みいただく場合には、口座の開設は最寄りの支店にてお申込みください】

口座の開設は、ご自宅やお勤め先に近く、ご利用に便利な支店にてお申込みください。

口座開設手続きには、お時間がかかりますことをご了承ください。

【お一人様一口座をお願いしております】

他支店を含め、すでに当組合で口座をお持ちの場合、既存の口座利用をお願いしております。

※通帳や印鑑等を紛失しているため、すでにお持ちの口座をご利用いただけない場合、その旨をお申し出ください。

【顔写真付きの公的な本人確認書類の準備をお願いいたします】

「犯罪収益移転防止法」に基づき、ご本人様である確認をさせていただくため、運転免許証、旅券（パスポート）、在留カード（外国人の方）など、顔写真付の公的な本人確認書類のご提示をお願いしております。

※顔写真付の公的な確認書類をお持ちでない場合、健康保険証や住民票など、その他複数資料のご提示をお願いしております。詳しくは、各店舗へお問い合わせください。

また、キャッシュカードは郵送とさせていただいております。

【取引目的等をご確認させていただきます】

「犯罪収益移転防止法」に基づき、口座開設の理由や利用目的、お客さまの職業・業種等をご確認させていただきます。その際には資料の提出をお願いし、勤務先や電話登録先へ確認をする場合がございます。

【その他法令に基づく届出を承ります】

東京都が定める「暴力団排除条例」に基づき、反社会的勢力には該当しない旨を表明し、確約していただきます。また、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に基づき、お客さまの税務上の居住地国や納税者番号等のお届けをお願いしております。

【口座の開設をお断りする場合もございます】

上記の内容を踏まえ、口座の開設に際して金融庁ガイドライン及び当組合の正当な口座開設事由に基づき総合的に判断させていただきます。

主な口座開設事由：（例）年金・給与受取口座、各種定期的な振込または引落口座

【口座売買等の禁止について】

口座を売買することや譲渡を目的として口座を開設することは法律で禁止されています。刑事罰の対象となることもございますのでご注意ください。

【長い期間ご利用のない貯金口座・各種届出について】

口座開設後に名称・住所・電話番号等の届出事項に変更があった時は、速やかに届出をお願いします。

一定期間、お客様によるご利用のない貯金口座・各種届出内容に基づいてお客様と連絡がとれない口座につきましては、貯金取引の一部を制限させていただくことがございます。また必要に応じて貯金取引の利用を停止し、お客さまへ通知のうえ解約させていただくことがあります。

2021年10月1日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場合には、未利用口座管理手数料をいただきますのでご注意ください。

2023年4月14日